

第2回  
沖縄鉄軌道・計画案策定  
プロセス検討委員会資料

【計画検討プロセスと体制のあり方】  
(案)

《県民意見の反映》

平成27年1月6日

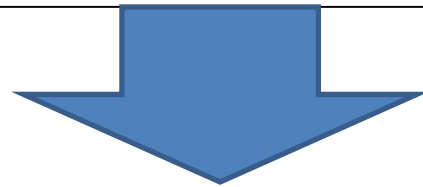
沖縄県

# 目次

1. 進め方の基本姿勢
2. 計画策定プロセスのあり方
3. 体制の在り方
4. コミュニケーション計画

# 1 進め方の基本姿勢

- 県計画案の検討にあたっては、透明性、客観性、合理性、公正性を確保し、県民等の理解と協力を得ながら、幅広い視点で検討を行っていく。



**検討プロセスを明確化**

## 2 計画策定プロセスのあり方

### 2-1 計画策定プロセスの明確化

住民参画の取組を位置づけ、透明性、客観性、合理性、公正性をもって計画策定を進めるためのプロセスを示した「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20/国土交通省)」に準じた計画策定プロセスを導入し、決め方を明確化する。

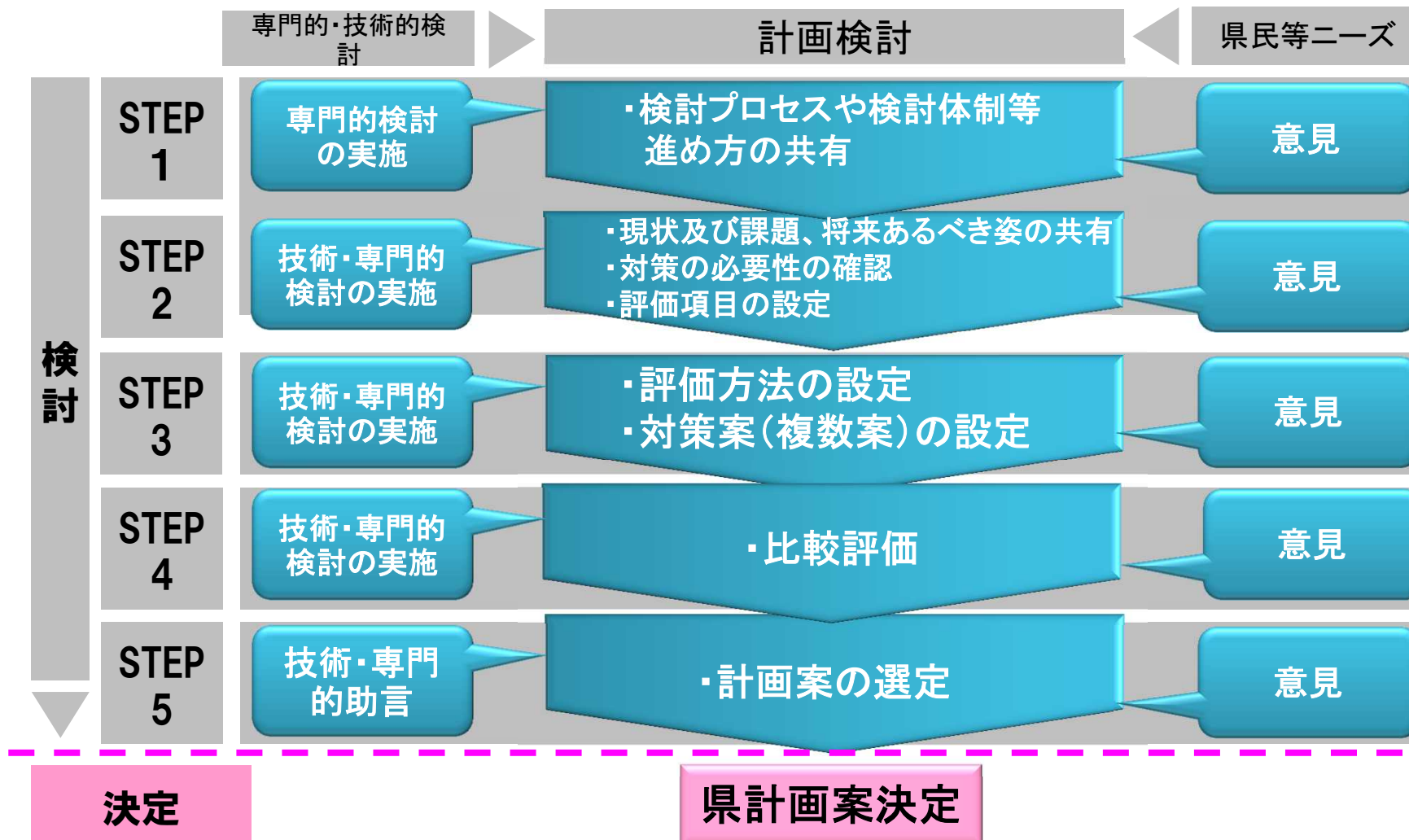


[国交省プロセスガイドラインのポイント]

- 計画検討手順に沿って段階的に検討
- 検討に必要な技術専門的情報と市民等ニーズを計画検討に反映

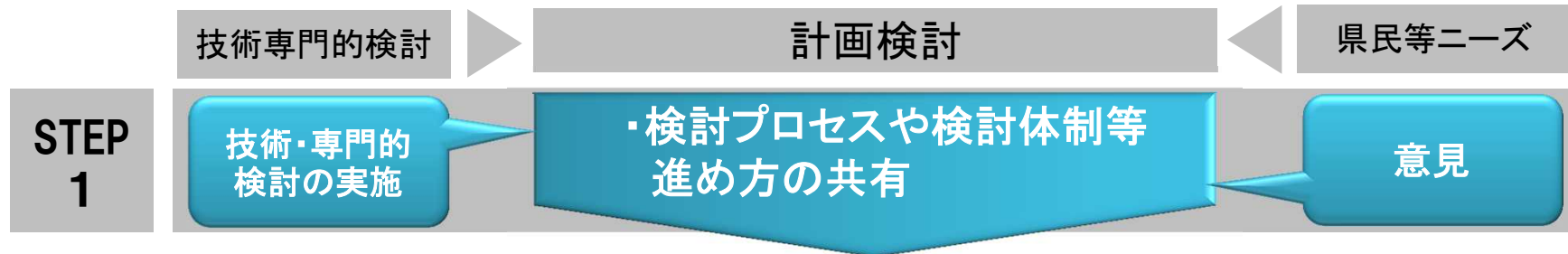
## 2-2 計画検討プロセス(案)

・ステップ毎に進め、検討結果を積み上げる



## 2-3 段階別計画検討事項①

### 【ステップ1】



検討期間：H26年内を目途

検討事項

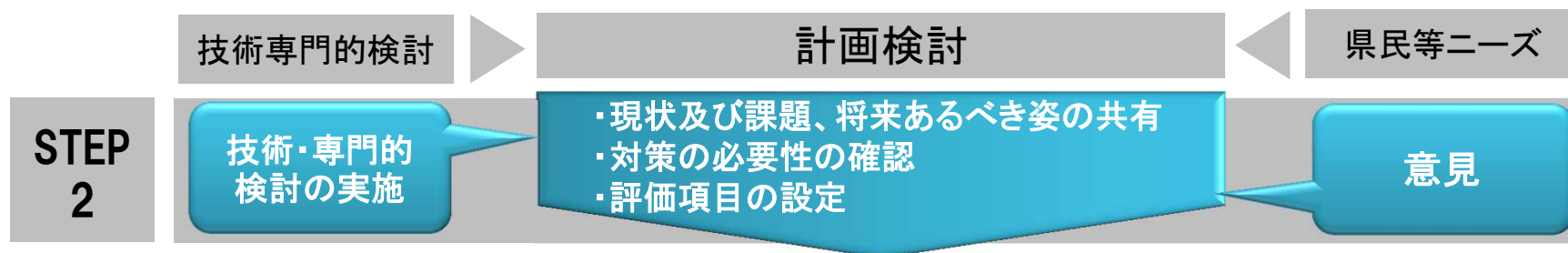
- ・各段階で何を検討するのか
- ・どのような体制で検討を行うのか
- ・誰からどのような意見を把握するのか
- ・意見はどのように把握するのか

検討方法

- ・沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会による検討と併せ県民意見を踏まえた検討を行う。

## 2-3 段階別計画検討事項②

### 【ステップ2】



検討期間：H27年1月～5月頃を目途

検討事項

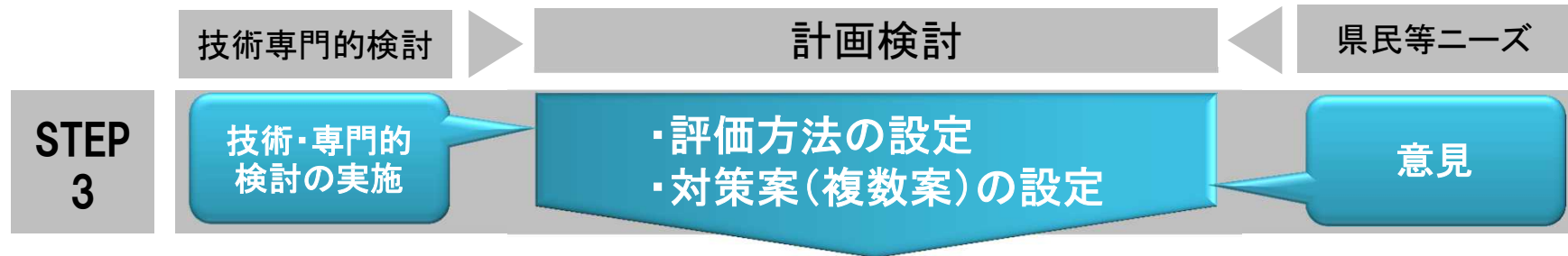
- ・現状と課題、将来あるべき姿
- ・将来像実現に向けて対策は必要か、その場合どういう対策が必要か
- ・対策を実施した場合の期待される効果として、何が想定されるか
- ・対策を考える場合、どのような視点、指標が必要か（評価項目）

検討方法

- ・技術・専門的検討と併せ県民等意見を踏まえた検討を行う

## 2-3 段階別計画検討事項③

### 【ステップ3】



検討期間: H27年6月～10月頃を目途

検討事項

- ・評価方法の設定にかかる考え方の整理
- ・将来像の実現に向けてどういう対策案が考えられるのか

検討方法

- ・技術・専門的検討と併せ県民等意見を踏まえた検討を行う



## 2-3 段階別計画検討事項④

### 【ステップ4】



検討期間：H27年11月～平成28年1月頃を目途

検討事項

- ・評価項目に基づく複数案の比較評価

検討方法

- ・技術・専門的検討と併せ県民等意見を踏まえた検討を行う

## 2-3 段階別計画検討事項⑤

### 【ステップ5】



検討期間：平成28年2月～3月末頃を目途

検討事項

- ・比較評価を踏まえた計画案の選定

検討方法

- ・技術・専門的助言や県民の意見も踏まえ選定

# 3 体制の在り方

---

## 3-1 計画策定プロセスに関わる主体

- 「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20年度/国土交通省)」では、計画検討関わる主体について以下のとおり示されている。
  - 計画検討の実施主体は計画策定者であり、本ガイドラインは計画策定者が実施すべき検討プロセスを示したもの
  - 計画策定者は、関係行政機関等からの意見聴取や技術・専門的委員会等からの助言や提言を受けつつ、住民・関係者等との双方向のコミュニケーションを図りながら計画検討手順を進める

## 3-2 計画検討手順に必要な専門・技術的委員会

---

- 専門・技術的委員会等の役割
  - ① 計画検討手順に対して助言等を行う委員会等
  - ② 住民参画促進に対して助言等を行う委員会等
  - ③ 技術・専門的検討に対して助言等を行う委員会等
  
- 委員会等は、意思決定の主体ではなく、支援的立場を担う

(公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(解説)  
(H21.3))

一般的にいう意志決定を行う協議会ではなく、計画策定者が実施している計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討の各プロセスが透明性、客観性、合理性、公正性を確保した上で行われているかどうかについて客観的な立場から検討し、確認を行い、助言を与える組織。

### 3-3 本検討に必要な役割

---

#### 【計画決定】(計画決定主体:知事)

- 県計画案の最終意思決定を行う。決定には行政上の責任を伴う。

#### 【計画検討】(計画策定主体:沖縄県)

- 計画策定プロセスの実施主体は、計画検討ステップ毎に検討を進め、ステップ毎の検討結果を踏まえて県計画案の選定について総合的に判断する。

#### 【計画策定主体を支える役割】

##### ■ 技術・専門的検討(計画検討委員会、技術検討委員会)

- 計画検討において必要な技術・専門的内容について検討する

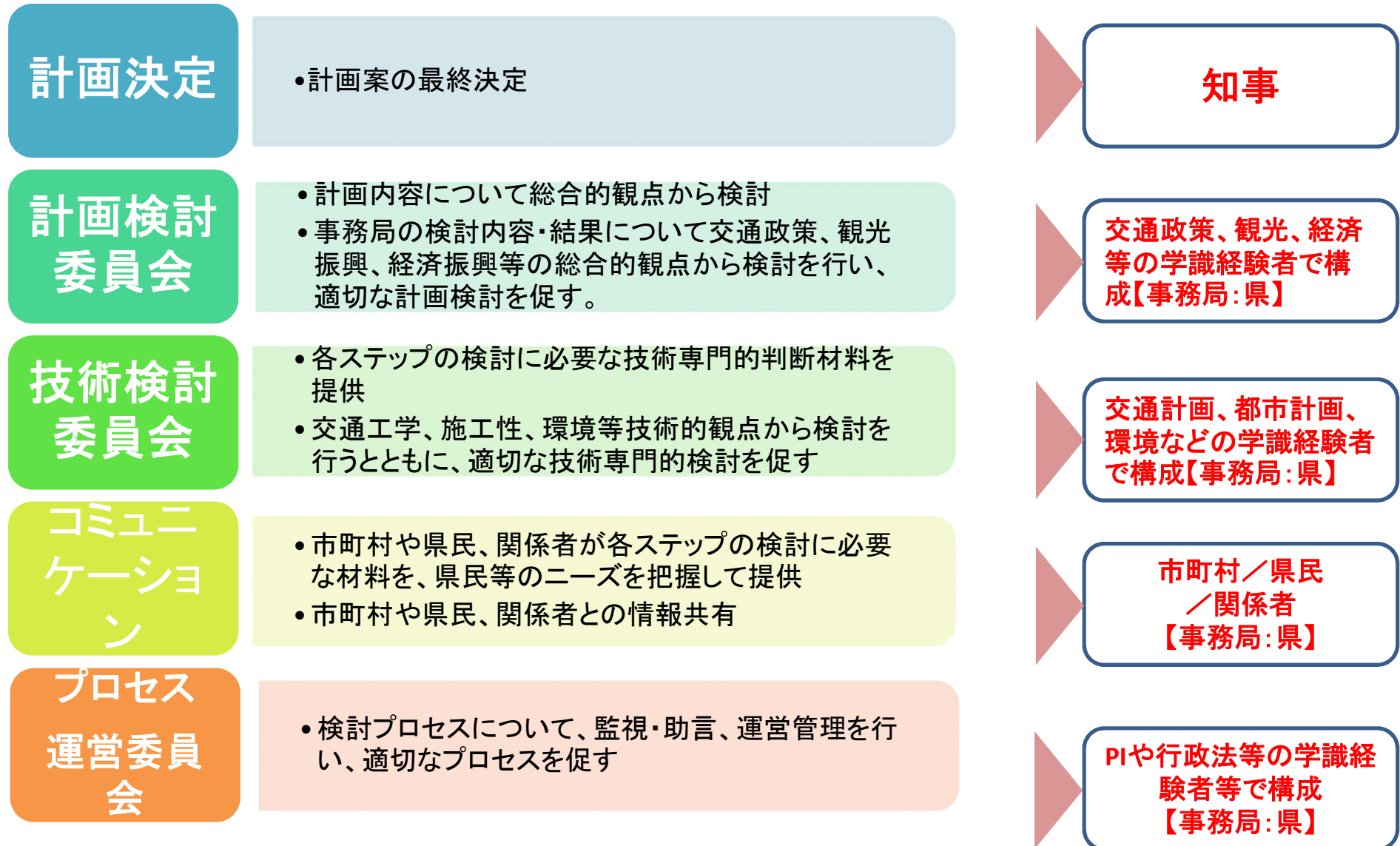
##### ■ 県民等の参画促進(事務局:県)

- 県民等への情報提供を行うとともに、そのニーズを把握

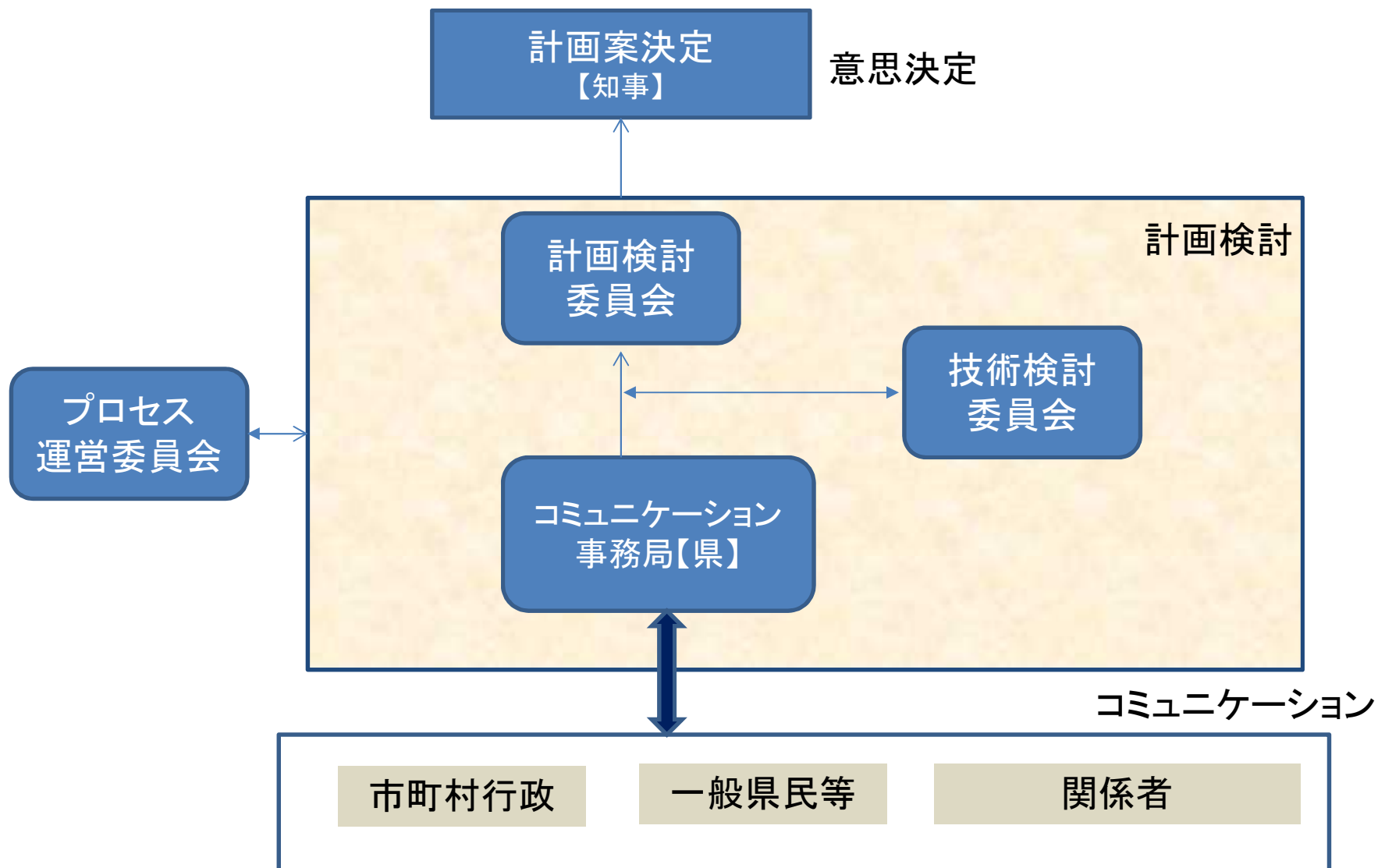
##### ■ プロセス監視助言(プロセス運営委員会)

- 計画策定プロセスが適切に進行するよう、検討やコミュニケーションの進め方について監視・助言する

## 3-4 検討に必要な組織



### 3-4 計画案策定体制案



## 3-5 計画検討委員会の構成について①

---

### － 委員選定の考え方

- ・ 国の交通政策審議会での審議を想定し、国土計画、交通政策、観光政策等の観点から検討・助言を行う学識経験者
- ・ 沖縄県の経済振興やまちづくりの観点から検討・助言を行う学識経験者
- ・ プロセス運営委員会の代表者
- ・ 技術検討委員会の代表者(鉄軌道等の事業性等の観点より)



## 3-5 計画検討委員会の構成について②

分野	委員選定の考え方
交通政策・国土計画	・沖縄県の交通政策や鉄道等含めた国土計画、交通政策について専門的知識、知見を有する者であり、国の国土計画・交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者
まちづくり	沖縄県のまちづくり及び都市計画について専門的知識、知見を有する者であり、本県の都市計画や土地利用計画等に関わる審議会等の委員の経験を有する者
観光	国内外からの視点にたった観光についての専門的知識、知見を有する者であり、かつ本県の観光についても知見を有し、国の観光政策等に係る審議会等の委員の経験を有する者
経済	本県の経済に専門的知識、知見を有する者であり、本県の沖縄振興等に関わる審議会等の委員の経験を有する者
プロセス運営委員会代表者	・検討プロセスについて、監視、助言等行う観点から、プロセス運営委員会委員の代表者が参加
技術検討委員会代表者	・鉄軌道の事業性が重要となることから、鉄道計画を専門とする技術検討委員会委員の代表者が参加

## 3-6 技術検討委員会の構成について①

---

### － 委員選定の考え方

- 国の交通政策審議会での審議を想定し、交通計画(需要予測や事業採算性等)、システム、地盤工学や土木構造などについて技術的観点から検討・助言を行う学識経験者
- 環境影響評価法に基づく配慮書手続きを想定し、騒音や振動、地下水、動物、植物などについて技術的観点から検討・助言を行う学識経験者
- 技術検討委員会の審議状況を踏まえ、必要とする専門分野の知見を有する学識経験を追加するものとする。

## 3-6 技術検討委員会の構成について②

分野	委員選定の考え方
交通計画・国土計画	国土計画・交通計画、需要予測手法や費用便益効果計測等に関して専門的知識、知見を有する者であり、国の交通政策に係る審議会等の委員の経験を有する者
システム	鉄道等システムの機能や特性等について専門的知識、知見を有するもので、国の交通政策に係わる審議会等の委員の経験を有する者又は国等の研究機関に属する者
鉄道計画	鉄道計画等について専門的知識、知見等を有する者であり、国の交通政策に係わる審議会等の委員の経験を有する者又は国等の研究機関に属する者
地盤工学	本県の地盤・地質について専門的知識、知見を有する者であり、本県の地下構造物等の整備に係る技術検討委員会の委員の経験を有する者
土木構造	土木構造について専門的知識、知見を有する者であり、本県の橋梁等の整備に係る技術検討委員会の委員の経験を有する者
騒音・振動	鉄道に関する環境騒音・振動等全般に関して専門的知識、知見を有する者
地下水	沖縄の地下水脈について専門的知識、知見を有する者であり、本県の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者
動物学	沖縄の自然環境(動物)に関して専門的知識、知見を有するもので、県内の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者
植物学	沖縄の自然環境(植物)に関して専門的知識、知見を有するもので、県内の環境影響・保全等の委員会等の委員の経験を有する者

## 3-7 プロセス運営委員会

### － 委員選定の考え方

- ・ プロセス、手続きの監視等を行う観点から、規範、行政手続、合意形成論等の学識経験者等。
- ・ 沖縄鉄軌道・計画案策定プロセス検討委員会が移行。

分野	委員選定の考え方
規範	沖縄弁護士会からの推薦
行政手続	行政手続に係る法制度や地域の情報公開条例等に関して専門的知識、知見を有する者
合意形成論	合意形成の理論、実践に関して専門的知識、知見を有する者

# 4 コミュニケーション計画

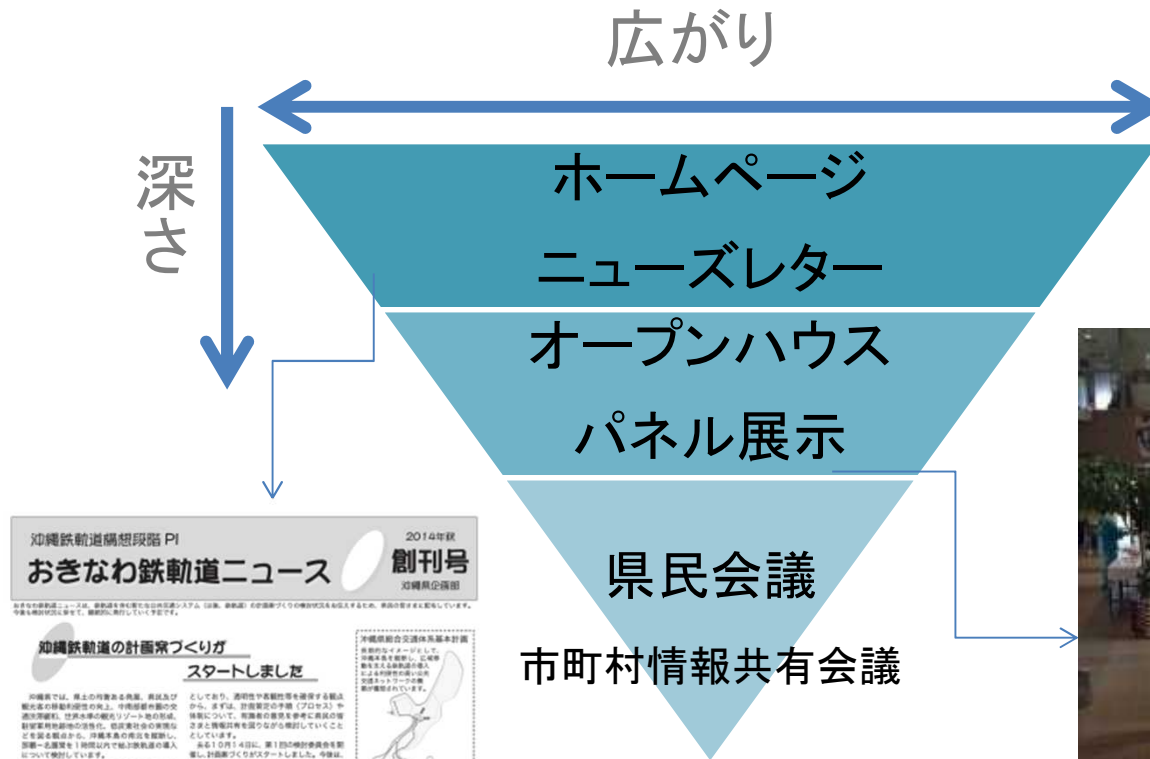
## 4-1 コミュニケーション計画

STEP	確認事項	提供予定情報	ニーズ等把握すべき事項	コミュニケーション方法
1	・検討プロセスや検討体制等の進め方の共有	・検討の必要性 ・検討の進め方等	・プロセス案への意見、ニーズ	・ニュースレター、オープンハウス ・ホームページ、行政説明会
2	・現状及び課題、将来あるべき姿の共有 ・対策の必要性の確認 ・対策案の比較評価項目	・現状及び課題 ・沖縄の将来ビジョン ・県土構造の再編の方向性案 ・将来ビジョン実現に向けた対策の必要性の有無 ・対策案の比較評価に必要な評価項目案	・県土構造再編の方向性に対する意見 ・対策の必要性の有無 ・評価軸、指標に対する意見	・ <b>テレビやラジオ等</b> 、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議※ ※県民代表や市民団体の代表、交通事業者等で構成
3	・対策案の設定 ・評価方法について	・対策案及びその考え方 ・対策案検討に必要な基本的情報 ・評価方法について	・対策案への意見及びニーズ ・対策案への提案	・ <b>テレビやラジオ等</b> 、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議
4	・比較評価	・比較評価案 ・比較評価方法	・比較評価への意見	・ <b>テレビやラジオ等</b> 、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議 ・県民会議
5	計画案の選定	・案選定方法	・選定方法に対する意見 ・選定方法の考え方	・ <b>テレビやラジオ等</b> 、ニュースレター、オープンハウス、ホームページ ・市町村との情報共有のための会議

## 4-2 コミュニケーション手法の具体的内容

手法	内容
テレビ・ラジオ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の広報番組や広報紙等を活用するとともに、マスコミへ積極的に情報を提供を行い、様々な媒体を通じた広報、周知に努める。</li> </ul>
ニュースレター	<ul style="list-style-type: none"> <li>各ステップにおける検討内容等や検討の結果を県民にわかりやくニュースレターとしてとりまとめ、意見募集期間及び各ステップ終了時に、全戸配布を行う。</li> </ul>
オープンハウス (パネル展示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各ステップにおける検討内容等をパネルに県民にわかりやすくとりまとめ、各ステップの意見募集期間中に県内各地域(市町村役場や商業施設等)においてパネル展示を実施する。(1カ所あたり5日程度を想定)</li> <li>また、各ステップの意見募集期間中に、沖縄本島北中南部、宮古、石垣において、説明員(職員)を配置したオープンハウスを実施し、県民と直接対話しながら説明を行う。</li> </ul>
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画検討の期間全体を通じて各種委員会の委員会での検討内容やパネル展示等に関する情報を提供する。</li> </ul>
県民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民や市民の代表者、交通事業者等で構成する会議を設置し、ステップ2以降、ステップ毎に開催し情報共有を図る。</li> </ul>
市町村との情報共有のための会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係市町村行政の担当課長等で構成する会議を設置し、ステップ2以降、ステップ毎に開催し情報共有を図る。</li> </ul>

# 【コミュニケーション手法】



オープンハウス(沖縄市役所)